

第6次宇都宮市障がい者福祉プランの 進捗状況等について

【趣旨】

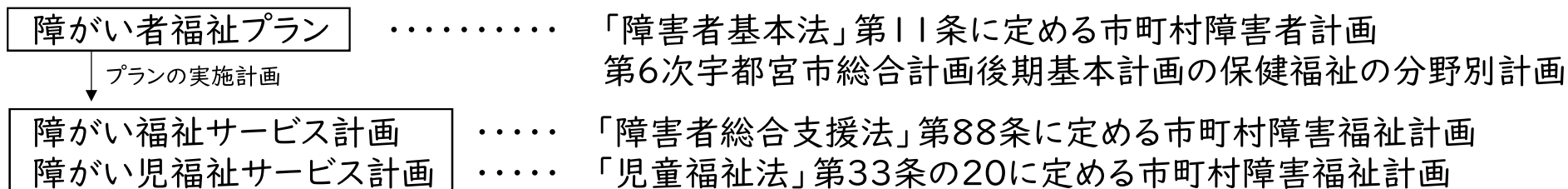
- 第6次宇都宮市障がい者福祉プランの進捗状況の分析・評価について報告するもの
- 令和7年度の新たな取組みについて報告するもの

I 計画の概要

(1) 目的

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るもの

(2) 位置づけ



(3) 計画期間

令和6年度～令和11年度の6年間

(4) 特徴

ア 障がいのある人の生活の更なる充実

- 就労支援の充実, 文化芸術・スポーツ活動等の社会参加促進など

イ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

- 発達支援の充実, 親なき後の支援の充実など

ウ 障がいへの理解の更なる促進

- 合理的配慮の提供促進, 情報アクセシビリティの向上など

I 計画の概要

(5) 体系

基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも 自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 地域共生社会の実現

- **【基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現】 - 25取組(重点取組6)**
 - 基本施策 就労支援の充実
 - 文化芸術・スポーツ活動等の推進
 - 外出・移動支援の充実
- **【基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現】 - 44取組(重点取組11)**
 - 基本施策 発達支援の充実
 - 相談支援の充実
 - 住まいの場の充実
 - 保健・医療の充実
 - 障がい福祉サービス等の充実
- **【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現】 - 25取組(重点取組7)**
 - 基本施策 障がいへの理解促進・差別解消の推進
 - 権利擁護の充実
 - 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - 施設等のバリアフリーの推進
 - 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実

I 計画の概要

(6) 推進体制

各取組の進捗状況などについて、少なくとも年1回、分析・評価を行い、宇都宮市社会福祉審議会障がい者専門分科会において意見をいただき、計画の推進を図る。



基本目標の達成に向け、24の「重点取組」について令和6年度実績を評価

【重点取組の分析・評価方法】

- ・ 下記の「評価の基準」により評価を行う。
- ・ 基本施策ごとに指標を設定しており、関連する数値目標（年次）がある場合は、その達成率を踏まえ、評価を行う。
- ・ 関連する数値目標がない場合は、取組内容の実施状況から評価を行う。

【評価の基準】

区分	評価
達成率100%以上 または 取組内容を実施	A 順調
達成率70%以上100%未満 または 取組内容を一部実施・検討	B 概ね順調
達成率70%未満 または 取組内容に未着手	C やや遅れている

2 重点取組の評価(24取組)

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

基本施策	重点取組名	評価
就労支援の充実	2 障がい者就職サポートの推進	A
	6 工賃向上等支援事業の充実	A
文化芸術・スポーツ活動等の推進	11 障がい者アート作品コンクールの推進	A
	13 障がい者スポーツ体験会の実施	A
外出・移動支援の充実	18 外出・移動支援時の支援の実施	A
	19 通学・通所における移動支援の推進	A

▼ 分析・評価の概要

- 障がい者就職サポートの推進(年次目標値:福祉施設利用者の一般就労への移行者数112人 → 実績:162人)**
 「障がい者就職ガイダンス」等の就職支援事業に加え,令和6年度から新たに「企業向けセミナー」を実施したことにより,障がい者の就職につながる機会の創出が図られ,令和6年度の数値目標を達成できたことからA評価
- 通学・通所における移動支援の推進(取組内容:移動支援の実施,通所系の地域生活支援事業の充実)**
 介護者の負担軽減等のため,移動支援を実施するとともに,介護者の送迎が無くても通所を継続できるよう,日中一時支援事業において,これまで学校から事業所までを対象としていた送迎加算について,新たに自宅から事業所までも対象とするなど対象範囲の拡充を図り,目標を達成したことからA評価

2 重点取組の評価(24取組)

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

基本施策	重点取組名	評価
発達支援の充実	26 発達支援ネットワーク事業の充実	A
	32 障がい児通所給付事業の推進	A
	33 障がい児相談支援の更なる推進	A
	39 障がい児通所支援事業者の療育技術の充実強化	A
	40 新たな支援ツール「(仮)つながるファイル」の作成	A
	41 学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上	A

▼ 分析・評価の概要

- 障がい児通所支援事業者の療育技術の充実強化**
 (取組内容:通所支援事業者の療育技術向上,通所支援事業者と意見交換の実施による受け入れ促進)
 障がい児通所支援事業者の療育技術の充実強化について,障がい児通所支援事業所等の情報共有や療育技術の向上を図るため,新たに「障がい児通所支援・相談支援事業所連絡会」を立ち上げできたことからA評価
- 新たな支援ツール「(仮)つながるファイル」の作成**(取組内容:「(仮)つながるファイル」の作成)
 新たな支援ツール「(仮)つながるファイル」の作成について,医療・保健・福祉・教育等の関係機関・団体に構成する「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」を活用し,子どもの成長や支援経過などの情報を一つまとめることができ,保護者と関係機関が共に活用できる「つながるファイル」を作成できたことからA評価

2 重点取組の評価(24取組)

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

基本施策	重点取組名	評価
相談支援の充実	47 地域における相談支援体制の充実	B
	49 精神障がい者の地域生活への移行促進	A
住まいの場の充実	52 グループホームの設置促進	B
障がい福祉サービス等の充実	62 障がい福祉サービス等の充実	A
	65 計画相談支援の促進	A

▼ 分析・評価の概要

- 相談支援の充実(取組内容:関係機関の連携,人材育成)

これまで「重層的支援体制」における各機関の役割に応じ、各機関が連携し支援に取り組んできたほか、研修会などにより、相談支援専門員の支援力向上を図ることができたが、近年課題となっている障がい者の保護者の高齢化に伴う親なき後を見据えた支援が求められており、「親なき後」の専門的な相談にも対応した体制を整備する必要があることからB評価

- グループホームの設置促進(年次目標値:重度障がい者のグループホーム利用者230人 → 実績:307人)

グループホームでの重度障がい者の受け入れを促進するため、令和6年度から新たに、介護備品の購入やバリアフリー工事への補助事業を開始し、目標値は達成したが、補助事業の実績は1法人2件のみに留まり、事業の更なる周知に取り組む必要があることからB評価

2 重点取組の評価(24取組)

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

基本施策	重点取組名	評価
障がいへの理解促進・差別解消の推進	70 地域や企業における障がいへの理解促進事業の推進	A
	76 小学校における障がいへの理解促進事業の充実	A
権利擁護の充実	78 障がい者虐待防止に関する取組の推進	A
情報アクセシビリティ※の向上 及び 意思疎通支援の充実	83 情報アクセシビリティの向上	A
	86 意思疎通支援の充実	B
災害時支援・ 地域の多様なネットワーク機能の充実	92 災害時要援護者支援事業の推進	B
	93 自立支援協議会の活動の充実	A

※ 情報アクセシビリティ … 情報の取得や利用のしやすさ

▼ 分析・評価の概要

- 意思疎通支援事業(取組内容:手話通訳者や要約筆記者等の派遣,意思疎通支援者の養成)**
 手話通訳者や要約筆記者等を円滑に派遣し,障がい者の社会参加を促進することができたが,手話や点訳,音訳奉仕員養成講座の受講者が定員に達しておらず,イベントなどを活用し,講座受講者の増加に取り組む必要があることからB評価
 ※ 令和6年度実績:手話(定員70名,受講者52名),点訳(定員20名,受講者10名),音訳(定員20名,受講者10名)
- 災害時要援護者支援事業の推進(年次目標値:災害時要援護者台帳共有地区数35地区 → 実績:34地区)**
 地区への制度説明会の開催や要援護者台帳の更新に取り組んだが,令和6年度の数値目標を達成できなかったため,引き続き,手引きなどを活用し,未共有地区への制度の理解促進を図る必要があることからB評価

2 重点取組の評価(24取組)

全体の評価

区分	評価数
A 順調	20
B 概ね順調	4
C やや遅れている	0

◎ 総括

- ・ 計画の初年度にあたる令和6年度の重点取組の評価については、A評価が20取組、B評価が4取組であり、全体として順調な進捗状況となっている。
- ・ A評価の取組については、引き続き、着実に事業実施していく。
- ・ B評価の取組については、実施状況を確認しながら適宜見直しを行い、事業実施していく。

3 令和7年度の新たな取組について

「親なき後」の支援

● 講演会

障がいのある子の将来について、保護者が抱える漠然とした不安や悩みを整理し、今できることを知るために保護者向けの講演会を開催

開催日	令和7年8月31日(日)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子の将来のお金と生活 ・ 将来の住まいの場
参加者	150名(定員150名)



【参加した保護者の年齢】

年代	回答数	割合
20代以下	1	1%
30代	5	5%
40代	10	9%
50代	16	15%
60代	36	33%
70代	39	35%
無回答	3	3%
合計	110	100%

▲ 保護者の年齢は60歳～70歳代が約70%。年齢が上がるほど、参加が多い。

【子の年齢】

年代	回答数	割合
10代以下	19	17%
20代	20	18%
30代	29	26%
40代	26	23%
50代	11	10%
60代以上	2	2%
無回答	6	5%
合計	113	100%

▲ 子の年齢は30歳～40歳代が最も多い。

【子の障がい種別】

種別	回答数	割合
身体障がい	9	8%
知的障がい	59	52%
精神障がい	18	16%
身体・知的	14	12%
身体・精神	2	2%
知的・精神	3	3%
無回答	8	7%
合計	113	100%

▲ 子の障がい種別は知的障がい約70%を占めていた。

3 令和7年度の新たな取組について

「親なき後」の支援

参加者へのアンケート結果

- ・ 「不安に思うこと」では、**成年後見制度 (22%)** の回答が最も多く、次いで**住まいの場 (20%)** となっている。
- ・ お金の管理である「**成年後見制度**」・「**相続**」・「**信託制度**」の回答は、**全体の約50%**を占めており、お金の管理に対する不安が高い。

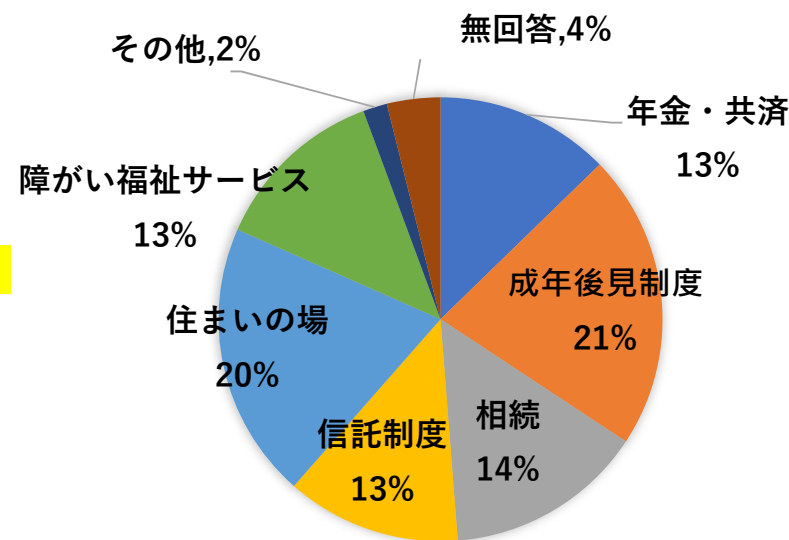
【感想】

- ・ 参考になった。勉強になった。(19人)
- ・ 良かった。わかりやすかった。(8人)
- ・ 今後も開催してほしい。(6人)
- ・ 情報を得ることができた。(3人)
- ・ 不安が少し解消した。(3人)

参加者の声

- とても具体的な内容でたくさんの情報を得ることができました。親だけでなく兄弟も含めて本人の将来を考えることの大切さを痛感しました。元気なうちに少しずつ進めていけたらと思いました。とても勉強になりました。
- 考えなくてはならないことが沢山あることがわかりました。漠然とは感じていたのですが、それが一歩具体的な問題になったので、とても助かりました。ありがとうございました。

【不安に思うこと】



3 令和7年度の新たな取組について

「親なき後」の支援

● 「親なき後」の個別相談会

弁護士など専門家による「親なき後」の個別相談会（財産管理や相続など）を開催

	日程	場所	定員
第1回	令和7年10月29日(水)	宇都宮市役所	相談者6名/定員6名
第2回	令和7年11月27日(木)	清原地区市民センター	相談者6名/定員6名
第3回	令和7年12月22日(月)	豊郷地区市民センター	募集中/定員6名

※ 令和8年1月以降も順次, 開催予定

● 体験的宿泊支援事業の拡充

親元から離れてグループホームで生活を体験(日帰りまたは1泊2日)する事業の対象年齢拡大

4月～ 対象年齢の拡大

8月 特別支援学校の進路相談会での事業紹介

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> 親元から離れた生活の体験を希望する障がい者 市内在住の障がい者 18歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> 親元から離れた生活の体験を希望する障がい者 市内在住の障がい者 18歳以上 (高校3年生相当の17歳含む)

(参考: 令和6年度実績 利用者11人)

3 令和7年度の新たな取組について

障がい者スポーツ体験会の実施

● パラ卓球体験教室の開催

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会と連携協定を締結し、宇都宮市サン・アビリティーズにてパラ卓球の体験教室を開催(年11回)

実績 開催数:6回 参加者合計:137名 ※ 令和7年10月末時点の実績(11月以降も毎月開催予定)

障がい福祉サービス等の充実

● 電子申請手続き

(1) 療育手帳の新規申請 (令和7年5月15日~)

概要	療育手帳新規申請時の成育歴の聞き取りについて、インターネットで申請し、窓口対応時間の短縮を図るもの
対象者	17歳以下の療育手帳新規申請者、または既に他県の療育手帳を所持する県外転入者
申請件数	20件(令和7年10月末時点)

(2) ストマ装具・紙おむつの継続申請 (令和7年8月1日~)

概要	日常生活用具のストマ装具・紙おむつについて、年2回の更新申請手続きをインターネットで申請するもの
対象者	ストマ装具給付者 829名 , 紙おむつ給付者 287名(計1,116名)
申請件数	180件(令和7年10月末時点)

3 令和7年度の新たな取組について

地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実

● 地域における障がいへの理解促進

障がいへの関心が低い中高生など若い世代の利用者が多いYouTubeの広告に、合理的配慮の提供に関する啓発動画を放映

放映期間	令和7年12月1日(月)~9日(火) ※ 障がい者週間
放映回数	約36万回
放映対象エリア	宇都宮市内でのYouTube視聴者
放映動画	「視覚障がい」、「聴覚障がい」、「肢体不自由」、「内部障がい・難病」、「知的障がい」、「精神障がい」の6種類(15秒動画)

● 事業者に対する障がい者への合理的配慮の提供促進

市の相談窓口等で受けた障がいを理由とする差別相談の内容を踏まえ、合理的配慮の提供の周知チラシを作成・配布するとともに、商業施設などに対して、合理的配慮の提供について説明会を開催

11月～ チラシの配布
 商工会議所のメールマガジンでの配信, スーパーマーケットへの説明
 オリオン通りの商店への説明会開催